

八戸市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市立図書館（以下「図書館」という。）が購入する雑誌の購入代金を事業者が負担することにより当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、雑誌資料購入のための財源を確保し、もって図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは、広告表示を希望する雑誌について、八戸市立図書館長（以下「館長」という。）が別に定める雑誌リストに掲載された雑誌（以下「スポンサー対象誌」という。）及び、雑誌スポンサー自らが提案する雑誌の購入費用を負担し、館長は当該費用により購入した雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館雑誌コーナーに配架する。

- 2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、雑誌表面には雑誌スポンサー名を、雑誌裏面には雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。
- 3 前項の雑誌スポンサー名及び雑誌スポンサーの事業に関する広告の用紙は雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格等は別表のとおりとする。
- 4 スポンサー誌の配架場所は、館長が決定する。

(雑誌スポンサーの資格)

第4条 スポンサー誌に広告を表示することができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
 - (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
 - (3) 政治活動又は宗教活動を行う者
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する事業を行う者
 - (5) 過去3カ年度分の市へ納付すべき市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税又は法人市民税を現に滞納している者
- 2 雑誌スポンサーは、企業、商店、団体等を対象とし、個人を対象としない。

(広告の表示基準)

第5条 スポンサー誌に表示することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの。
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に関するもの。
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの。
- (7) その他雑誌に表示する広告として適当でないと館長が認めるもの。

(広告の表示期間)

第6条 広告の表示期間は、館長が雑誌スポンサーを決定した日の属する月の翌月から年度末までとする。

2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、雑誌スポンサーから期間更新の意思表示があった場合は、広告の表示期間はさらに1年間更新されるものとし、以後、更新後の通算の広告表示期間が3年未満となる場合に限り、同様とする。

(雑誌スポンサーの募集)

第7条 雑誌スポンサーの募集は、八戸市広告パートナー制度実施要綱(平成18年5月1日実施)

第2条に規定する広告パートナー(以下「広告パートナー」という。)を対象に行うものとする。

2 前項の募集の手続を経てもなお雑誌スポンサーの決まらないスポンサー対象誌があるときは、当該スポンサー対象誌について公募を行うものとする。

3 前項の公募の手続を経てもなお雑誌スポンサーの決まらないスポンサー対象誌があるときは、当該スポンサー対象誌について随時申込みを受け付けるものとする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第8条 広告表示を希望する者は、スポンサー対象誌の中から広告表示を希望する雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書(別記第1号様式)に雑誌スポンサーの要件に関する確認書(別記第2号様式)、表示しようとする広告の原稿その他館長が必要と認める書類を添えて、館長に提出するものとする。

2 雑誌スポンサー自らが提案する雑誌により申込みする場合は、提案雑誌についての受入事前審査を行うものとする。

(雑誌スポンサー及び広告内容、提案雑誌の審査)

第9条 前条の申込みがあったときは、館長は、雑誌スポンサーの選定と広告内容、提案雑誌の受入れに関して審査を行い、その適否を決定する。

2 前項の審査を行うため、図書館に雑誌スポンサー審査会(以下「審査会」という。)を置く。

3 審査会委員は、館長のほか館長が指定する図書館職員をもって充てる。

4 館長は、広告表示の適否を決定するに当たり疑義が生じたときは、八戸市有料広告審査委員会に審査を要求することができる。

5 館長は雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(雑誌スポンサーの決定等)

第10条 館長は第8条による申込みがあったときは、前条第2項の規定により審査会による審査を行い、審査結果を雑誌スポンサー認定・不認定通知書(別記第3号様式)により申込者に対して速やかに通知するものとする。

2 希望順位を同じくする申込みが2以上あったスポンサー対象誌については、前条第2項の審査の結果、適正と認められた申込者のうちから、抽選により雑誌スポンサーを決定する。

(覚書の締結)

第11条 前条第1項の規定による認定通知を受け取った申込者は、速やかに館長と別記第4号様式による覚書を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第12条 雑誌スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

(広告内容の変更)

第13条 雑誌スポンサーは、雑誌に表示した広告の内容を変更しようとするときは、変更の1ヶ月前までに館長に申し出て、変更の内容等について館長と協議しなければならない。

(雑誌購入代金の支払方法)

第14条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、館長が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。

- 2 雑誌購入費の支払は、当該広告の表示期間に係る分を一括して前払しなければならない。
- 3 振込手数料等支払に必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 4 スポンサー誌が当該表示期間中に休刊、廃刊等となった場合は、館長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌スポンサーの認定の取消し)

第15条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの認定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに雑誌購入費の支払がなされないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
 - (3) 雑誌スポンサーが第4条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は虚偽の申請により雑誌スポンサーの認定を受けたことが判明したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、雑誌スポンサーとしてふさわしくない行為等があったと館長が認めるとき。
- 2 雑誌スポンサーが館長の指定する雑誌購入業者に支払済の雑誌購入費は、前項の規定による取消しにかかわらず返還しないものとする。

(雑誌の所有権)

第17条 スポンサー誌は、図書館に帰属するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項は、館長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から実施する。

別表（第3条関係）

広告の規格等

1 スポンサー名の表示

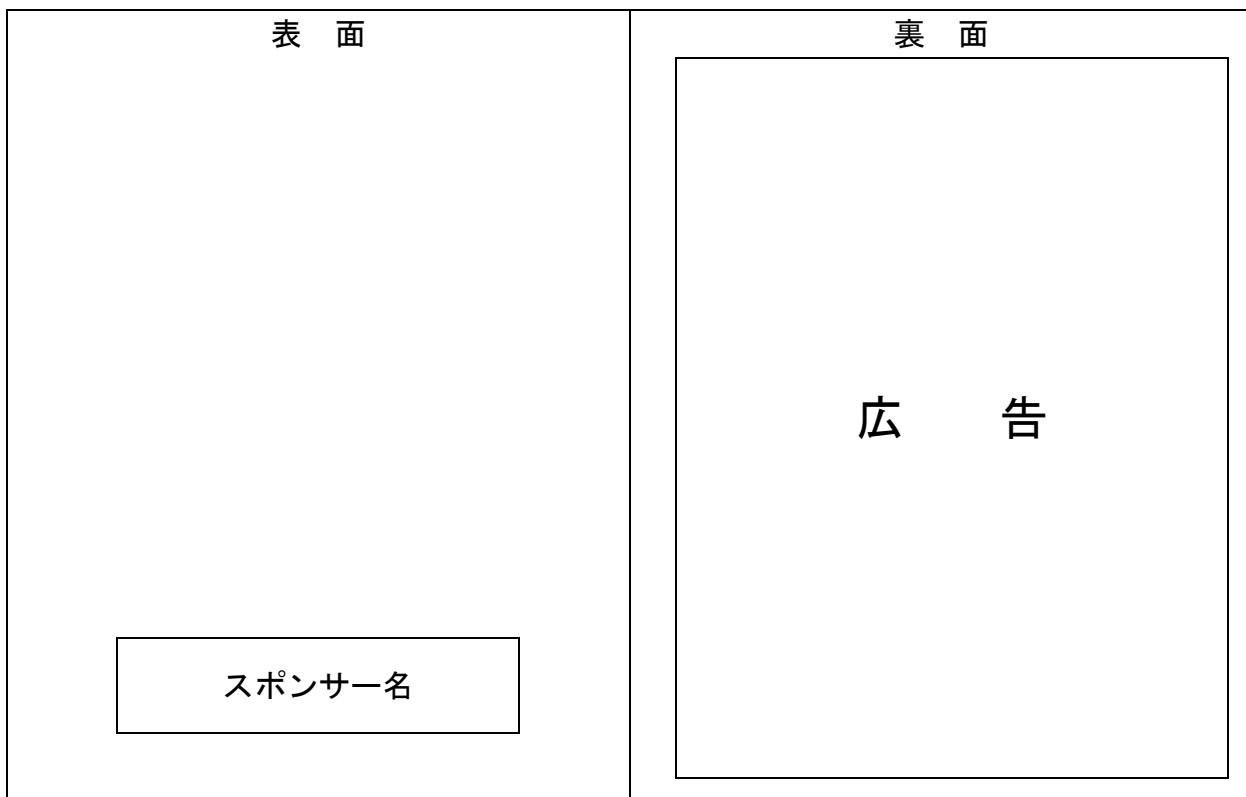
- (1) 規 格 縦 約 4 cm × 横 約 13 cm
- (2) 貼付位置 雑誌表面
雑誌カバー底辺から 4 cm程度上部の中央
- (3) 規格及び貼付位置は、雑誌の大きさにより調整することがある。

2 広告の表示

- (1) 規 格 雑誌の縦横の寸法未満
- (2) 貼付位置 雑誌裏面

3 スポンサー名及び広告の表示位置

最新号カバー



別記

第1号様式（第8条関係）

雑誌スポンサー申込書

年　月　日

（あて先）八戸市立図書館長

（申込者）

住所又は所在地 〒

名称

氏名又は代表者名

電話番号

八戸市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、申し込みに当たり、以下の事項を誓約します。

- 1 この申込書及び添付書類については、事実と相違ありません。
- 2 広告表示に当たっては要綱を遵守します。
- 3 市税の未納はありません。
- 4 覚書を締結します。

記

1 広告の表示を希望する雑誌名

| 希望順位 | 雑誌名 |
|------|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

2 広告表示期間

年　月　日から　　年　月　日まで

3 担当者連絡先

| | |
|---------|--|
| 部　署 | |
| 担当者名 | |
| 電話番号 | |
| FAX 番号 | |
| メールアドレス | |

4 添付文書

- ・広告原稿
- ・会社概要等（業種等が分かるもの）

5 八戸市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第4条第5号に掲げる事項を調査するため、次の税目（納付すべき税額がある場合に限る。）について直近3年間の納税状況を館長が確認することに同意します。また、館長が確認できない場合には、別途納税証明書を提出します。

市県民税 固定資産税 国民健康保険税 軽自動車税 法人市民税

第2号様式（第8条関係）

雑誌スポンサーの要件に関する確認書

年　月　日

（あて先）八戸市立図書館長

（申込者）
住所又は所在地　〒
名称
氏名又は代表者名
電話番号

私は、雑誌スポンサーの申し込みに当たり、下記の事項を確認しました。

- (1) 八戸市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第4条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 上記要件に該当することを確認するため、館長が次の税目について過去3カ年度分の納税状況を確認することに同意すること。なお、同意しない場合には、別途納税証明書を提出すること。

- 市県民税
- 固定資産税
- 国民健康保険税
- 軽自動車税
- 法人市民税

私は、広告表示の申し込みに当たり、上記の税目について滞納がない旨証明するため、館長が私の納税状況を確認することに、

同意します 同意しません

第3号様式（第10条関係）

年　月　日

住所又は所在地　〒

名称

氏名又は代表者名

八戸市立図書館長　印

雑誌スポンサー認定・不認定通知書

「八戸市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」に基づき、　　年　月　日付けで八戸市立図書館に提出された雑誌スポンサー申込みについて、以下のとおり決定しましたので通知します。

記

□ 次に掲げる雑誌に係る雑誌スポンサーに認定します。

□ 雑誌スポンサーに認定しません。

【理由】

覚書

八戸市立図書館長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲の雑誌もしくは、乙が提案する雑誌の購入費用を乙が負担すること等に關し、以下のとおり覚書を締結する。

（雑誌購入費用の負担）

第1条 乙は、八戸市立図書館雑誌スポンサー実施要綱（平成24年4月13日実施。以下「実施要綱」という。）に基づき、甲が購入する雑誌もしくは乙の提案する雑誌の代金を負担する。

| | 雑誌名 | 備考 |
|---|-----|----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |

2 乙は、前項の代金を、甲が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。

3 代金の支払は、一括して前払るものとする。

4 代金の支払に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（広告の方法）

第2条 甲は、乙が購入代金を負担した雑誌の新刊にカバーを掛け、雑誌表面にはスポンサー名を、雑誌裏面には乙の事業に関する広告を表示する。

2 スポンサー名の表示と広告は乙が作成するものとし、乙が事前に甲と協議し、甲の審査を受けたものでなければならない。

（広告の期間）

第3条 乙が雑誌の購入費用を負担し、かつ、甲が広告を表示する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、雑誌スポンサーから期間更新の意思表示があった場合は、広告の表示期間はさらに1年間更新されるものとし、以後、更新後の通算の広告表示期間が3年未満となる場合に限り、同様とする。

（広告主の責務）

第4条 乙は、乙が作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（疑義の解決）

第5条 本覚書及び実施要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は実施要綱の趣旨に則り誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

（甲） 八戸市大字糠塚字下道2-1

八戸市立図書館長

印

（乙）

印